

# 仕 様 書

下地備第8－1号

下北山村観光案内・特産品販売施設ショーケース等購入

下 北 山 村

# 仕 様 書

- 1 入札番号 下地備第8-1号
- 2 入札件名 下北山村観光案内・特産品販売施設ショーケース等購入
- 3 納入場所 吉野郡下北山村大字上池原地内  
(下北山村観光案内・特産品販売施設(平屋建て)内)
- 4 納入期限 令和8年6月15日(月)
- 5 納入、搬入、設置等
  - (1) 令和8年6月15日までに搬入、設置するものとし、日時等については担当者との打合せを確実にを行うこと。各物品の数量は別紙の「物品仕様書」に記載のとおりとすること。
  - (2) 納入の際は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。ただし、担当者からの指示がある場合はこの限りではない。
  - (3) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
  - (4) 大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、予め設置場所を調査し、確認を行うこと。その際に搬入が不可能と認められる場合は、担当者と協議のうえ、対応について決定すること。
  - (5) 大型の物品等で搬入の際に建物や設備また納品する物品等に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入すること。
  - (6) 搬入の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。
  - (7) 別紙「物品仕様書」により各部材、搬入及び設置費用を含み合計した内容で応礼すること。
- 6 その他
  - (1) 本仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。

## 調達物品の特記仕様

### (1) 共通事項

- ① 製品は、別紙「物品仕様書」の品名・品番・仕様に記載された製品とする。
- ② 下記(3)に掲げる費用は全て本体製品の価格に含むこと。尚、本体製品以外にも製品や材料が必要になる場合は、その調達及び諸費用も見込むこと。
- ③ 製品の発注に先立ち配置場所の寸法等を確認し、設置ができない等の場合は発注者と協議すること。

### (2) 納入及び設置

- ① 製品を納入する際は、納入2週間前までに納入及び設置にかかる工程表等を担当者に提出し承認を得ること。
- ② 担当者が指定する室内の所定の場所まで納入し設置すること。
- ③ 組立品については、完成したものを設置すること。
- ④ 納入及び設置時に要請があった場合は、担当者に対し製品の取扱い説明を行うこと。

### (3) 費用

- ① 本仕様書の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- ② 設置場所までの搬送に要する費用も見込むこと。
- ③ 組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- ④ 設置のために別途工事費等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- ⑤ 転倒防止策を施す際は、施工に要する工事費等を見込むとともに、金具類についてもその費用を見込むこと。
- ⑥ 納入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとし、またそれらにかかる費用も見込むこと。
- ⑦ その他、納品等にかかる費用の一切を見込むこと。

### (4) 保証期間

- ① 検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質などに無償で対応すること。